

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○三十三番（村田政弘君） 市長の提案理由の説明の中に、裏駅の青山通りのことが報告されておりますが、二カ年で完成した、このようになっておりますが、総額幾らで、国・県の補助金等々がどのようになっておるか、簡単に御説明ください。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

別府駅前原線、通称青山通りでございますが、先般九月に関係者皆様のおかげをもちまして、竣工の運びとなりました。この事業は、十三年度、十四年度、十三年度繰り越し事業、十四年度事業正常事業でございまして、十三年度事業としましては、繰り越しで三月から着工しております。今般、総事業費は三億二千四百万でございまして、十分の五・五が補助率、国補でございます。

○三十三番（村田政弘君） 「シャッター通り」と言われる銀天街あたりを見た感じ、裏駅通りを見た感じ、極端に言うならば別府市の二面性の象徴ではないかと思うんですが、すばらしい道路ができたことは喜ばしいんですが、市民の反応がどのようになっておるか、当局はつかんでおりますか。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

従前は、かなり古いブロックを敷き詰めておりました。そしてまた、歩道も二・五メートルと狭うございました。そして両翼には水路がございまして、大変歩行者の方に不便を与えておりましたが、今回それを五メートル、歩道を五メートルに拡張しまして、身障者の方、また車いすの方、一般の歩行者の方、大変広くなって明るくなったという意見をいただいております。

○三十三番（村田政弘君） 私の聞いている範囲では、全く状況が違うんです。私自身が考えても、あの広い歩道、十分土地がある場合は、それはそれで結構ですが、車線を狭くしたということについて、ドライバーの評判はごく悪い。例えば用件足しの車が歩道横に一、二台とまった場合に非常に迷惑をするという声が、ドライバーのほとんどの方の意見です。歩道は、恐らくあの広い歩道が機能するのは、年間で何日ぐらいしかないと思うのです。例えば、ドリームバルのときあたりはある程度利用度があると思いますけれども、通常は閑散としておる。今、他の道も含めて車と人間の共生を国が進めておるんだと思うのです。その線に沿って、あの道路改良をやったと。いわゆるバリアフリーについては異存はありませんけれども、いい、悪いは別として、市民感情としては、大変大きな金をかけながらドライバーの不満を買っておるという

結果になっておる。このことについて当局がどのように判断し、今後の道路整備について何らかの参考になるのかならないのか。今、答弁された、非常に喜ばれておるといだけの市民反応しかとらえていないというならば、ドライバーに聞いてください。少なくとも私の耳に入る限りでは、ドライバーの評判はごく悪い。答弁があれば、答弁してください。

○土木課長（亀岡丈人君） 近年の道路整備は、歩行空間の確保、また身障者の方々のバリアフリー等が主になっておりまして、今は歩車共存道路というような感じになっております。この青山通りにつきましては、以前の都市計画街路といたしまして、別府駅西口から山田関の江線までが歩道幅員十メートル、これは一車線三メートル取りましたときには二車線は確保できない。また、右折車線等がある場合は、また三車線を取らなければ右折車線がとれないというような状況もございまして今の車道幅員ということに決定しましたが、両サイドに路側帯といたしまして、一メートルの白線で設けてございます。従前もそういう感じで使われておりましたが、今回は車道幅員が若干従前よりかゼブラを前面を取った関係で広くなっている、私どもはそう考えております。

○三十三番（村田政弘君） いつまで言ってもかみ合いませんけれども、とにかくドライバーの話を聞いてみてください。それ以上言ったら、最後まで平行線だ。

いろんな意見があるのは当然だし、あの広い歩道が、十分機能するほど観光客なりその他の方々が、肩を押し合いへし合いして通ってくれることを願うしかない。そういう状況はまだ見ておりませんけれども、将来、十列も二十列も重なって市民なりお客さんが、あの歩道を埋め尽くすような状況を一回でもいいから見たいです。希望だけ述べておきます。

次にまいります。次は、先だって千五百万の予算を得て中国への宣伝隊を出した。多大の成果を上げたと報告されておりますが、その成果があったかどうかは、今後の問題ですが、私は一般質問に観光問題を出しておりますけれども、時間の都合がありますからここで若干触れさせていただきますが、観光が低迷している、だから一生懸命宣伝をしたい、お客さんに来てほしい。これはどこの市町村も皆同じだと思うのです。しかし、私が何回も言うように、宣伝もするのは結構だけれども、施設の充実、受け入れ態勢の整備充実、いろんな要素の改善・解決がなければ、なかなかそう簡単にお客さんが来てくれないというのが実態ではなかろうかと思う。

そこで、何回も申し上げますけれども、第三の目玉ができなければ、別府観光の浮揚はない、私はこう断言したい。だから、宣伝も結構だけれども、第三の目玉を市民が総力を挙げて研究し、努力し、実を結ぶような方向に持っていくしか別府市の生きる道はない、こう断言したいのですけれども、関係当局は、宣伝だけに力を入れれば別府市の再生はあると考えているのか。目玉造成に向けて渾身の努力を続けたいとい

うのか。根本精神だけ聞かせてください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

観光の目玉ということでございます。確かに宣伝方法はいろいろあるかと思いますが、いろんな形で予算もいただき、観光宣伝等を行っているわけでございます。先ほど市民の翼もお話がありましたが、中国が、今後の外客の誘致のターゲットである。種をまき、実を結び、花を咲かせようということで第一歩をスタートしたわけでございます。

あと目玉ということでございますが、やはり三本柱といたしまして、スポーツ観光、会議観光、学術観光というようなことで現在取り組んでいるところでございます。すでに御承知のとおり、新総合体育館が来年六月には完成いたします。さらには実相寺サッカー場、あるいは実相寺の野球場の建設等々も準備されているところでございます。特にサッカー場におきましては、大分トリニータがＪ１昇格というような明るいニュースもございます。そういうことで今後の目玉というようなことも考えられるというふうに考えております。さらに学術観光につきましては、ＡＰＵの開学、三年目を迎えております。ますます国際化に向けてそういう学術観光的なことを要素といたしまして、さらに国際化を図っていくというようなことが、一般質問でいただいておりますので、ちょっと手元に資料もございませんので、総合的なことになるかもしれませんが、お答えとさせていただきます。

○三十三番（村田政弘君） 深入りしますと、一般質問と同じような形になりますからこれ以上言いませんけれども、市内の業者はどのように言っているか、聞いておりますか。日に日に状態は悪くなっている、そういう声ばかりです。別府市は、このままで何とかならんのですかね、という声ばかりぶつけられて、我々も聞くのがやるせない。深入りしませんが、渾身の努力をお願いして、終わります。

○三十番（伊藤敏幸君） 若干の質疑をしてみたいと思います。市長の提案理由の三ページですが、今回の補正予算の骨格とか柱的なものについて市長の方から提案がっております。二億円の基金を取り崩して、地域経済の下支えを行うための工事に要する経費を計上したと。補正の額は五億一千万でありますし、この下支えのための工事に要する経費が三億ちょっとということでありますから、大体これが大きな柱であろうと思うのであります。今もお話がありましたが、臨時国会においても大きな柱は景気、それから雇用という部分で論戦が繰り広げられておるわけであり。不況打開そして景気回復のためのさまざまな論議がなされておりますが、別府市もこういう不況下で今の市民の環境というか状況は、もう非常に厳しい中にあるわけであり。今のこの段階で、市長の方から下支えのための、これは俗に言うところの、景気浮揚のための一環でもあらうと思うのですが、今の段階でこれが精いっぱいなのか。時期が遅きに失したという部分も言えるのか。本来なら、やっぱり的確にそうい

う市内全体の市民のニーズというか、そういったものにこたえていくのも行政の大きな責務であろうと思うのでありますが、この段になって余り大きな下支えの工事的な部分を発注しても受け切らん、それから工期的な部分とか、さまざまあるのだろうとは思っているのですが、この予算の中身を見ても、一番大きなウエートを占めているのが南小学校の屋内運動場の建設工事ということで二億六千万。しかし、これは繰越明許が上がっているように、実際に平成十四年度内における消化事業ではないわけだな。いわば前倒しという国の起債の補助事業の認可に基づくところの前倒し。正味、本当の意味の景気の下支え、地域経済の下支えになる効果というものは見込めるのかどうかというところが、一番聞きたいところであります。

通常の、平年度における公共事業の発注状況というものと、平成十四年度、まさに何と申しますかね、景気浮揚のための投資的経費は、どのくらい膨らんでおるのかということも聞きたいのでありますが、実際に今回の補正における経済効果というか、下支えの効果が実感として伝わってくるのか、その点をお聞かせ願いたい。

それから、市内の幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの施設整備が計上されておるのでありますが、基本的にはこの教育施設の整備というものは、当初予算で当然上げていくべき性格のものでありますが、今回このように教育関係における工事・施設整備費が上がっております。具体的なものについて、どういったところを整備していく、そういう具体的なものが決まっているのかどうか、そういったものもあわせて伺いたいと思います。

○企画財政部長（須田一弘君） まず、第一点目の景気の下支えの件につきまして、御答弁させていただきます。

この景気対策等につきましては、当初予算におきまして基金を一般会計、特別会計合わせて十七億四千万円ということで取り崩しをいたしまして、そして、この基金の取り崩しに伴う総事業費ベースで言いますと、約三十八億八千万円ということでございまして、今回さらに基金を追加取り崩しで、全体で今年度は十九億四千万、約二十億円ということで景気の下支えをする意味での財政の支出増ということで考えておるわけございまして、総額で申しますと、総事業費ベースでは、今回の補正額を組みまして約四十三億円ということで景気対策を行うものでございますが、この中には公共事業費関係も前年よりも上乘せした部分が入っておりますし、さらには中小企業の融資枠の増加というような経費も入っておりますし、さらには緊急雇用対策に要する経費も入っております、これらを含めまして総合的な景気の下支えの財政的な措置を行うものでございます。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

教育関係、今回の補正で約七割が教育関係となっております。南小学校の屋内体育館以外で約九千七百万円を今回お願いしております。これの内容につきましては、先

月二十一日に別府市のPTA連合会、これより児童の交通事故を受けて要請をいただいております。内容につきましては、学校施設それから体育施設の安全点検、それから通学路、こういうものの安全点検と整備、これを図ってほしいという内容でありました。これを受けまして、今回計上させていただいたわけであります。

内容につきましては、特に正門入り口前の、現在ブロックになっているーほとんどがブロックになっております。こういうものを見通しのよいフェンスにかえたり、それから、あとスロープの新設、トイレ口の解消などを考えております。これにつきましては、平成十五年度予算用ということで各学校から要望書を提出していただいております。この中で、先ほども議員さんが言われました工期的なもの、三月末、年度末までに完成させなければならないというのがありますので、可能な範囲で今回補正をお願いしたところであります。

○三十番（伊藤敏幸君） 企画部長がおっしゃったのですけれども、景気下支えのための年間予算というものは、今あなたがおっしゃった部分もあるのだと思うのです。これは間断なく行政が対応していかなければ悪い問題なのです。予算は計上するけれども、では、その中身が本当に伴って、本当の景気下支えのための効果というものが実感としてあるのかどうかというのを追跡調査をしなければいかん。きょうの新聞なんかでもそうではないですか、倒産のペースもハイペース。実感としてやっぱり、せっかく市長がそういう意味の予算配分というものをやっいてこうとするこの努力、それが現実的に効果としてあらわれているのかどうかということを、あなた方は的確にせねばいかんわけです、緊急雇用対策にしても。それから、例えば来年から実施する予定の開業資金とかいろんな部分の拡大とか、こういったものが実質に成果として現れるように追跡調査をせねばいかん。実効が上がってなかったら、それはなぜなのか。大きな投網で投げかけたものが、引き上げてみたら何の効果もなかったでは、何のための例えば景気対策になるのかということだな。

きょうは議案に関係ないから私はもう言うまいと思ったけれども、まさにくしくも部長が言ったように商工課関係の予算でもそうだ。開業資金の枠を一千万に拡大したとか、保証人もつけんで、それから保証の枠も別府市が面倒見てあげるような、それはあなた、ありがたいようなことだけれども、では、実際それが本当の意味でどれだけ実質的に借りる人がいるのかどうかということも、そういったことも裏返せば言えるのです。話はすごくいいのだけれども、借りるためには無担保で保証人もなくて一千万貸す。だれでも申し込むでしょうが。本当に借りられるのか。そこには厳しいチェックが当然あるわけなのだ。そうだろう。と言えるように全体的に、まあ工事の場合は、まさにさっきの総務課長がおっしゃったように、三月三十一日までに消化できるような発注できる努力をすればいいのだけれども、全体的な景気の下支えのためには、まさに投資的な経費が、もうその二倍も三倍もはね返って、年間やっぱりす

ごい効果があったなと言えるようなしっかりした追跡調査も行っていく必要があるのではないか、このように思います。

私は、平成十四年度の決算のときに、年度最終のときに不用額として、今、部長がおっしゃったような景気刺激のための予算が、全部不用額で上がってこぬように願う以外にないのだ。その辺をきちっと掌握しておいてください。もう少し的確に、そういう今の市民生活のまさに目線というか、そういったものを行政のトップの皆さんはしっかりととらえていく必要がある。そういうことをぜひ御理解していただきたいな、このように思います。

それから、教育予算の中でもありましたが、もう少し具体的に、寄せられた要望にこたえていくのは、これは当たり前のことなのだけれども、では、単一学校だけに集中的にやるのか。例えば幼・小・中、そういったものに機会均等というか、今言う予算の範囲内でずうっと薄く広くやっていく、そういうことなのか。もう少し具体的に言ってください。

それから、予算の、これも代表者会議か何かの説明書に、野口原の競技場か、ここに何か補正予算が計上されておったような記憶があるけれども、これはどういうことをやるのか、ちょっと聞いておきたい。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

今回、一般会計の補正予算の三十三ページに計上させていただいております。体育施設整備に要する経費の追加額四千二百六十三万二千元につきましては、体育施設整備工事費でございます。内訳でございますけれども、その中身は、北小学校外六小学校のプールの改修、それが約二千二百四十五万二千元。それから、今、議員さんの御指摘がありました野口原総合運動場のソフトボール場の土壌改良工事等で二千百七十九万円ほど上げております。この内容につきましては、野口原総合運動場につきましては、運動場入り口部分の駐車場の整備、それからソフトボール場につきましては、ベンチが現在老朽化して穴があいております。そういうところの改修。それから、野口原ソフトボール場の内野部分の土が、もう風で飛んでいます。下からかたい土が出ているので、選手の皆さんがけがをしないようにということで、今、利用頻度の少ないこの時期に改修をさせていただく、そういうものでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） 私も総文が所管の委員会ですから、今言うプールの整備というのは、前から要望があっていることですから、これはもうこれでいいだろうと思う。

市長、先般新聞を見ると、大分トリニータも悲願のＪ１昇格ということで、小林監督も市長のところに来て、いやいや、別府市さんの大変な御協力のおかげでこういうふうにしてと、報告に来ておる。別府市のこのやっぱり競技場、特にサッカーのいわばワールドカップをにらんだ施設整備というのは相当進んできたけれども、結果的に

は市長がねらいとしたところは外れたけれども、しかし、やっぱり後世に残す財産としては、さまざまこれからの将来展望を見るときに、非常にこれは実質効果があるように結びつけていく必要が私はあると思う。こういうやっぱり、まさに来年度は、Ｊ１にも昇格したし、ホームグラウンドも今までの大分市営陸上競技場からビッグアイということに正式決定になるやに決まったかということではありますが、となると、やっぱり全国各地からさまざまなサッカーファンも来るし、そういう意味のサブのいわば会場というのは、どうしてもやっぱり別府市でという思いが、私たちもするわけがありますが、そういう監督が市長のところに来て、いろんな意味のこれまでの感謝の言葉と同時に、今後の大分トリニータとしての進み方の中でいろんなお話があったと思う。そういった中で別府のトリニータに対するサブ会場としての要請、こういったものがなされなかったのか。その辺のところをちょっと聞かせてくれませんか。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えいたします。

今回、トリニータがＪ１に昇格が決定したということで市長表敬訪問がございました。その中で、今のところ実相寺のサッカー場、芝面でございますけれども、そこを使わせていただきたいというような要望があって、これからＪ１に昇格すれば、他のＪ１チームが来別するということで、今スポーツ観光を推進している私どもにしてみたら、これから来年に向けては、そういう意味ではスポーツ観光としての経済的な効果も大きく望めるのではないかなと考えております。

それから、今回補正を上げさせていただきましたのは、工期が限られていますので、その分だけで、それも今、議員さん御指摘の分につきましては、これから整備を進めていきたいなと考えております。

○市長（井上信幸君） お答えいたします。

先ほどのトリニータの問題でございますが、トリニータの小林監督を初め皆様方が、お礼を兼ねての表敬訪問をいただきまして、Ｊ１昇格ということで大変すばらしい成果を上げられたということでございます。これにつきましては、別府市の会場を使わせていただくことによって大変運がよかったというお話もございました。今後、またひとつサッカー場を使わせてほしいという話でございました。残念ながら、当初私も気になったのですが、あのサッカー場、実相寺サッカー場を建設するときに担当者にも話をして、片面を芝生面にしたらどうかという話をしたのですけれども、当時、日本サッカー協会は、芝生は一切許さない、こういう話だということだったのです。そこで・・・（「人工芝」と呼ぶ者あり）ああ、人工芝を。人工芝でした、失礼しました。人工芝はだめだ、こういう話だったものですから、一面を土にしたと。こういうことの流れがありました。

そこで、今言うように、今後、日中との交流も盛んになるでしょうし、また海外の韓国との交流も盛んになるでしょう。また、国内はもちろん、いろんな中で次々にキ

キャンプの申し出もあると思います、合宿キャンプですね。また、そういう面でトリニータを主軸にひとつ練習会場にさせてほしいという要望をどうかなえてあげるか、これも一つの大きな将来的な視野だろうと思います。もちろん今のままではサッカー場も二面では足りない。かといって、それではということになると、あらゆるところにももう限度がありますので、改めてどこかよそにまたグラウンドをつくってやらなければならない。また将来、野球場の基本計画がございましたので、あそこに野球場をつくと、今度はラグビー場をどこかにつくってあげなければいけない。こういうふうな形の中で、だんだんと整備がされていくだろうと思います。ですから、このサッカー場についても、今後、三十番議員の言うとおり将来計画の中で早期に解決しなければならない問題。かといって、それでは野口原のその陸上競技場の芝生を使うというと、あれも限度がございまして、大体年間八十試合が限度とされています。それ以上使うと芝生が傷んでしまって、あとがどうにもならないということでもありますので、芝生を維持管理しながら運営をしていくというのは大変難しい。だからといって芝生ばかり植えると、また維持管理がかかるという相反する面もありますので、将来は人工芝をひとつ多く使ったところの総合的なグラウンドもつくる必要があるし、その芝を、人工芝にしますと、あらゆるものに有効に活用できます。例えばグラウンドゴルフでもゲートボールでも、その他あらゆる面で使えるということになるだろうかと思いますので、この辺も含めて御指摘のとおり検討課題とさせていただきたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長、さまざまな将来展望を含んだ、総花的にいろんな部分の整備をしていこうというのは、これはまた一つの物の考え方かもしれんものだけでも、やっぱり現実的に大分トリニータがJ1昇格して、それなりの要望が行政に、市長に寄せられたということ、それはどん欲に消化してあげるといふぐらいの思いがあっているのではないかなと思う。この前新聞にも、例えば地元試合のときのチーム、それからサポーター、いろんな部分の宿泊客の確保のために、それこそホテル業界も闘いという部分のことが載っておったけれども、やっぱり別府が、そういう大きなすべてのメインになるべきであろう。そのために別府の観光というものがメインに、やっぱり行政の中でもウエートを占めていくのではないかな。やっぱりあらゆる場面を通じて別府観光を浮揚させるためのそういう手だてというのは市長として当然でなかろうかなと、このように思いますので、実を結ぶように。余り海外には行かなくていい。たまには国内においてしっかり実が結ばれるように期待をしたいと思います。

それから、もう一つ。今回の補正では児童福祉の関係で保育所入所に要する経費の追加額というのが計上されております。これは読んで字のごとく、入所に要する追加ということでありますから、そういう経費的な部分だろうと思うのですが、実際に国の施策としても、待機児童の解消に向けての所要の経費が計上されて、そして別府市

も各保育所に対する施設整備を含めた経費を配分いたしました。それぞれ保育所も施設の整備に取りかかり、実質はことしいっぱいぐらいでその施設整備が完了して、来年度からは保育所の待機児童の解消も実際に実を結ぶ状況になってきたのではないかなと、私自身はそう思うのでありますが、こういうふうに追加の予算が上がったということは、待機児童の解消に結びついてきているということで理解をしていいのか。今の別府市の平成十四年度、今日までにおける待機児童というか、保育所に入れなくて待機している、待っている人たちがどのくらいいるのか。昨年度、この待機児童解消のための経費をそれぞれの市内の保育所に配付、まあ「配付」というのがいいのか、正確かどうかわからんけれども、施設整備のために投資したわけですが、この効果がどのように上がってきているのか。検証ということではないけれども、今の実態をお知らせ願いたい。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、民間の保育園の委託料ということで四千八百三十一万の補正予算を計上させていただいております。保育所につきましては、議員さん御承知のとおり毎年保育所入所の児童が増加傾向でございます。現在、十二月一日現在で言いますと、民間の保育園で一二四・七%の入所率でございます。待機児童解消のため、これがもう第一義でございます。平成十三年度に国の臨時特例交付金という中で施設整備をしまして、民間保育園で約七十五名の入所増を図ったところでございます。昨年で見ますと、六十名近い待機児童がございました。現在、十二月一日現在では十三名でございます。そして、今年度、西野口に今、認可保育園、定員六十名の施設が建築中でございます。来年四月完成をすれば、ほぼ待機児童の解消ができるものというふうに、私どもは考えているところでございます。

○三十番（伊藤敏幸君） ということは、まさに効果ありということで理解をさせていただくことでよからうかと思うのですが、平成十五年度の見通しは待機児童ゼロ、これを完遂できるということによろしゅうございますか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

十五年度の待機児童の状況でございますが、児童福祉法の改正ということで、保護者がやはり園を選べるようになっております。そういうことからすれば、受け入れ枠としては、私どもは待機児童が解消できるものと思っておりますが、やはり保護者が希望する園ということになりますと、若干の待機が出るということも予想されます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○八番（野田紀子君） 一般会計補正予算二十九ページの交通安全施設整備に要する経費の追加額についてお伺いいたします。どんな施設でしょうか、説明を求めます。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

交通安全施設整備に要する経費の追加額二千五百万でございます。これは、先般、

痛ましい小学生の死亡事故等が発生しまして、先日一さつき教育委員会からも申し上げましたように一PTA連合会等から通学路等の安全に関する要望もございました。それを受けまして、教育委員会から道路管理者であります我々の方にその対処方を依頼されまして、今回、この二千五百万というのは、市内の各小学校の正門の前に高視認性といいまして、ドライバーの方に目で見えて確認してもらうというような路面表示を設置して、児童の交通安全を図るものということでございまして、これは幼児・児童・生徒が、悲惨な交通事故に巻き込まれないような、ドライバーに、ここは小学校の正門の前ですよというような注意を促すために、市道上にグリーン、今考えておりますのが、文マークはグリーンでございますので、グリーンのカラー特殊舗装をすることによって安全確保をいたしたい。

また、今回補正をお願いしたのは、新入学児童、四月に入ってきますが、その関係がありまして、今回の補正をお願いしているわけでございます。

○八番（野田紀子君） 県道に対しての対策をお聞きしておりませんが、県道に面している場合、どうなりますでしょうか。

○土木課長（亀岡丈人君） この内容でございますが、現在、市道に面しております、市道の直近に校門があるところの小学校を対象に今回の補正でお願いするということでございますが、国道に面したところ、また県道に面したところ、そして直近に歩道の広いところがあるところ、また行きどまりであるところ等は、今回は補正では計上しておりませんが、今のところ七校を、市道の直近の正門があるところ七校を対象にしております。

○市長（井上信幸君） まさに御指摘のとおりだと思いますが、とりあえず、先般は痛ましい事故がありましたので、PTAの方から要望がございました。そこで、例を挙げてみますと、鶴見小学校の例ですね、あの前は非常に狭いし歩道もない。交通量も多いわけですから、とりあえずあそこを学校ゾーンとして、ドライバーの方に、ここは学校ゾーンですよ、気をつけてくださいよという、一目瞭然にわかるようなことをひとつとりあえず費用化しましょうと。県道についても本当に危険性がある場合、これは県にも要望をしていきたい、このように思いますので、どうぞ御理解ください。

○八番（野田紀子君） 県道、市道の別なく子供の事故は起こりますので、ぜひ県に対しても強力に御依頼をお願いしたいと思います。

小学校の一例を挙げますと、緑ヶ丘小学校の場合なのですが、正門の前がきついカーブになっております。大変見通しも悪い上に緑ヶ丘小学校の西側の道から突然出てくる車があったり、また、その道はよく駐車をしております。そして、さらにその下にあります鶴見病院の外来駐車場の出入り、また、さらには救急車の出入りなどあって非常に危険になっておりますので、こういうカーブのところというのは、正門から五十メートルずつと言わずに、もっと長くするということも考えてほしいと思います。

直接校門に面していなくても、路地を通して子供が出てまいります市道、県道もカラー塗装をぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、教育委員会の方に質問したいのですが、先ほど市長のお話にもありましたように、大変痛ましい事件があって、亡くなった子供さんもいたということなのですが、学校の交通安全教室というのは、いかようにしておられますでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

教育委員会としましては、これまで別府市内のすべての幼稚園、小学校一年生を対象に四月から五月にかけて、ちょうど新入学時に当たりますが、交通安全協会それから交通指導員、市の環境安全課等の御協力をいただきながら、学校に直接出向きまして、模擬の信号機や横断歩道等を使いまして移動交通教室を実施しています。そのときでございますが、道路の歩き方、横断の仕方等を重点的に指導しているところでございます。

○八番（野田紀子君） 子供の自転車というのは、親の身になりますと実はおもちゃ感覚で買い与えることが多うございます。ですけれども、自転車というのは、大体免許も要らないものですから、道路交通法、交通規則を知らないで公道を走るわけなのですけれども、これは歩行者にとっても、また自転車に乗っている人にとっても大変危険なことになっております。私が経験いたしますところでは、小・中・高、子供たちにしても、あるいは成人の女性なり男性なりにしても、多くの自転車が、道路の左右をお構いなしに走っております。歩道も左右お構いなしに走るので、お年寄りの場合、音もなく走ってきた自転車に突然突き当てられて骨を折ったというような事故もあったりするのですけれども、車の方は道路の中央を走るの、まあまあ真っすぐ走っている場合は関係ないかもしれませんが、バイクの場合は、道路の左の端を走るわけです。そういたしますと、正面から突然自転車が走ってくるわけ。そうしますと、バイクとしては右によければ車道の方に飛び出してしまう、左によければ歩道の縁石に乗り上げてしまうというようなことで、バイクの事故というのが最近起こっております。また、さらに車が右折、左折するときの前輪と後輪の位置の違いというようなことなど、子供たちはとても思いつきもしないようにありますので、具体的に例えば自動車学校の先生が来るなりして、交通事故というのはこういうふうにして起こりますという、具体的な例を学校なり親御さんなりで理解させる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃるとおりでございます。今回、事故が起きた小学校では、今月の十三日でございますが、親子交通安全教室を開きまして、保護者の方にも交通安全についての啓発・御理解をいただくようにしているところでございます。

○八番（野田紀子君） 学校で自転車に乗るときの注意とか、みんなを集めてすると

なると、いかにも自転車を持っていない子供が肩身が狭いというような心配もあるのかと思いますけれども、子供たちはスピードに乗って走るといのは大変好きでございますし、これから先も子供たちも、また車社会から逃れることはできないと思うのです。ですから、小さいうちから交通規則、公道を走るときは事故に遭わないようにするにはどうすればいいかということを教育していただいて、「危ないからやめなさい」ということではこれから先はいかないと思いますので、教育委員会の方にもよろしく願いをいたしまして、終わります。

○一番（猿渡久子君） 児童家庭課の関係部分から、質問をしたいと思います。

保育所入所に要する経費の追加額については先ほど若干の説明がありましたが、あわせて市立保育所の保育に要する経費の追加額、この二点について説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、先ほどお答えしました保育所の入所に要する経費でございますが、民間保育園におきまして、延べで八百四十八名の入所児童の増ということで、今回補正をさせていただきます。

市立保育所の部分では、延べで四百九十五名の入所児童の増でございます。これに伴いまして国の最低基準、要員保育士の確保ということで、当初十六名百二十日という予定をしておりましたが、先ほど言いました四百九十五名の増ということで、二十一名で百六十カ月分の賃金を計上させていただいております。また、これに伴います消耗品また光熱水、昼食・おやつ代を含めた賄い材料費を計上したところでございます。

○一番（猿渡久子君） 民間の保育所が八百四十八人、市立の保育所が四百九十五人の増ということですが、これで入所率は、民間、公立でどのようになっていますでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） 年間を延べにしますと、公立におきましては約一〇八％、民間におきまして一一八％でございます。

○一番（猿渡久子君） 今の段階、十二月の段階で一一八％、一〇八％ということは、三月の段階になるともう少しふえるのではないかなと思いますけれども、その点はどう見込んでいますでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

ただいま答弁させていただきましたのは、年間をならしたらということでございまして、現在、十二月一日現在で公立一一三・二％、民間におきましては一二四・八％、平均しますと一二〇・七％でございます。

○一番（猿渡久子君） 民間の場合は一二四％ということですがけれども、最近、この定員の割り増し、入所の円滑化ということについて会計検査院から厚生労働省の方に

意見表示がありますね。この意見表示というのは、定員内で保育の実施を行うことが原則である旨の周知徹底を図ること、以下二点ありますけれども、一点目が、このような定員内での保育が原則ですよということで、会計検査院の方から厚生省に意見表示があって、厚生省の方から都道府県そして市町村の方にも、十一月十五日に通知が来ていますね。別府市の方にも十一月十五日にこういう通知が来ているわけですが、以前から厚生省の方でも恒常的に定員を越えるという場合には、新しく保育所を増設するとか、定員を改定する、定員をふやすということが望まれると。これは十四年の四月五日に厚生労働省の方から市町村の方に来ているわけですが、以前から厚生省も、むやみに定員を、一二五%とはいっても、むやみにふやすことは望ましくないのですよと、本来ならば恒常的に定員を越えることがあれば、定員の改定を行うか増改築や保育所の創設等を検討することという通知が出ていますけれども、さらに今回、会計検査院の方からこういう指摘があったということですが、やはり民間の保育園に、定員をふやしなさいということと言っても、今回、野口の方で一園新しくできるということですが、なかなか先の見通しが難しいということもありますし、定員をふやすと単価が下がるということもあって、民間ではなかなか難しいという状況があると思うのですね。やはり一二四%の入所ということになると、単純計算しますと、三歳児は定員が二十人ですが、本来三歳児二十人の定員のクラスが二十五人というふうなことになるのですよね。例えば、その分臨時の保育士さんを入れるとかということはもちろんしているのでしょうけれども、幾ら臨時の保育士さんをふやしても、クラスの定員が、三歳児にとっては二十人、二歳児にとっては十二人が望ましいと、そこまでしか入れられませんよという定員が当初ある。その年齢についての適正な人数というのがあるわけですよね。それが、むやみにふえたときには、子供のよけいなトラブルがふえたり、やはり子供にとって望ましい環境ではないということが言えると思うのですね。

私が保育所現場にいたときは、もう五年ぐらい前ですが、その時点からかなりクラスの枠を越えて人数が入ってくるというふうなこともありました。そういう保育というのは、保母さんにとっても子供たちにとっても非常に難しい状況で、やりにくいわけですよね。そういう中でやはり定員を確保する、ふやすということが必要だと思います。民間では定員をふやすことはなかなか難しいということがあるわけですから、やはり今、こういうときだからこそ、公立保育所を民営化ということではなくて、私は、公立保育所できちんと定員を確保する、むしろ定員をふやすぐらいの必要があるのではないかと思います、そのところ、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

公立の定員増ということでございますが、現在の私どもの公立保育所につきまして、我々団塊の世代の子供たちが保育所に預けると、そのころできた施設でございま

す。今、私どもの中央保育所におきましては定員九十名ということになっておりますが、本来、中央保育所等については定員五十名でつくった保育所でございますし、内蔵、各保育所も、当初、現在四十五名の定員のところも、実質は六十名定員でつくった施設でございます。こういうことを含めて民間それから公立の入所状況、これによってまた私どもも考えていかなければならないというふうに今思っております。

○一番（猿渡久子君） では次に、市立保育所の施設整備に要する経費の追加額について、説明をお願いします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

市立保育所の施設整備につきましては、私ども中央保育所の改修という工事を実施計画の中で平成十五年に予定をいたしております。その中で昭和五十六年に新耐震設計法が設置をされました。私ども中央保育所につきましては、昭和五十二年度に設置をされた施設でございますので、施設整備の改修に当たりまして、今回、耐震診断をする、その委託料でございます。

○一番（猿渡久子君） その中央保育所を改修する際に、クーラーの設置についてはどうなっていますでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

大規模改修ということでございますので、改修の際は、現在の生活環境に合ったような施設整備ということで、そのクーラーの設置等も考えているところでございます。

○一番（猿渡久子君） 中央保育所は、そういう形でクーラーが設置されるということなのですが、私は以前からやはり保育所のクーラーの設置、特に調理室についてのクーラーの設置ということを質問の中で取り上げてきましたけれども、調理室については、私は手元に「大量調理施設衛生管理マニュアル」というのがありますけれども、保健所等からも資料があっているわけですね。このマニュアルの中に、設備の管理の点で、「施設は、十分な換気を行い、高温多湿を避けること。調理場は、湿度八〇％以下、温度は二十五度以下に保つことが望ましい」というふうになってはいますが、保育所は夏休みがありませんので、真夏の猛暑の盛りでも子供たちに毎日給食をつくって出します。小さい子供さんがいるところ、乳児さんがいるところでは、離乳食も出していると思うのですが、そういう中で夏は一般の、普通の室温でもこの猛暑の中、三十五度近くなったりする場合がありますよね。調理室で調理を行っていれば四十度近くになると思うのですね。そういう中でクーラーがないということでは、このマニュアルに反している、衛生管理に関して責任が持てないということになると思うのですが、ほかの保育所でもクーラーの設置、特に調理室や低年齢の部屋から順にやはり設置していくべきだと思うのです。

「再編成」ということを盛んに言っていますけれども、その再編成をするにしても、何年もかかるわけですから、その間、何年間もクーラーがないまま〇－１５７対策、

衛生管理、十分でない、マニュアルから外れた中で過ごすということとはできないと思いますので、ほかの保育所でも早期にクーラーの設置を順次進めていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

議員さん言われるとおりでございます。私どもも、食中毒等については、十分注意しながら職員と協議を重ねているところでございます。そういう中で今年度、鶴見保育所の調理室の改修をし、クーラーの設置をいたしました。また現在、野口保育所でも空調、クーラーですね、これを設置して改修をしているところでございます。来年度以降も年次計画の中で早い時期に全園に設置するということを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 一番（猿渡久子君） では次に、障害者関係の部分、障害福祉の関係部分について質問したいと思います。

ホームヘルプサービスに要する経費の追加額、それと在宅重度障害者住宅整備に要する経費の追加額について、説明をお願いいたします。

○ 障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

ホームヘルプサービスに要する経費の追加額二千百五十三万四千元でございますが、この経費は当初予算に比べましてホームヘルプサービスを受ける人数がふえたこと、それから時間数が伸びたこと、十四年度から精神障害者の措置が、県より市に移管されたことによりまして、ふえてまいりました。人数的には百四十人程度でしたが、百八十三人、四十三人伸びております。また時間数でございますが、身体の場合は五千六百五十三時間当初予定しておりましたが、決算見込みでは一万一千四十八時間、五千三百九十四時間ふえております。全体で五千三百時間ほどふえております。

それから、在宅重度障害者住宅整備に要する経費七百三十九万二千元でございますが、これは、当初十五件で一千万という予定をいたしておりました。現在、十五件分で八百七十三万四千元を支出いたしまして、予算残額が百二十六万六千元でございますが、見込みが二十八件ほど来ております。十三件伸びておりますので、この十三件分八百六十五万八千元から百二十六万六千元を差し引いた七百三十九万二千元を補正ということでお願いをいたしております。

○ 一番（猿渡久子君） ホームヘルプサービスの場合、百四十人を予定していたけれども百八十三人に伸びている。時間でいうと、五千六百時間余りが二倍近くになっているということですね。障害者の家庭の改修に対する補助に関しても、十五件を予定していたのが二十八件に伸びているということで、ホームヘルプあるいは住宅の改修のニーズが非常に高まっているということが言えると思うのですが、住宅整備の場合、ここ数年間の推移はどういうふうになっていますでしょうか。

○ 障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

平成十二年度が十五件で九百四万七千円、十三年度が十八件で九百六十四万円でございます。

○一番（猿渡久子君）　ここ三年間で住宅の整備が十五件、十八件、二十八件というふうに伸びているということなのですからけれども、私は先日、障害者関係の方の集まりがありまして、それに課長も参加されていましたが、参加させていただいたときに、やはり今、ノーマライゼーションという考え方の中で、在宅で生活がしたい、地域の中で暮らしたいという要求が非常に高まっていて、障害を持っても暮らせる住宅が足りないのだというお話、あるいはヘルパーが足りないのだというお話がありましたけれども、その声がこの数字に非常に顕著にあらわえていると思うのです。こういうふうになん年々需要がふえている、ホームヘルパーなんかも二倍にふえているというふうな中で、来年度はやはり今年度の決算を上回る額で当初予算を組んで、なおかつそれでも足りない場合には、年度途中で補正をするというふうなこともして、やはりニーズにこたえていくべきではないかなと思います。この二点に関してそのように思いますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君）　お答えいたします。

予算が、当初予算を組む場合は前年の決算見込額ですと組んできてまいりましたが、十四年度は急にふえたという形になっておりますが、来年度以降は、当初予算に比べましてふえた場合には、また財政当局と協議してまいります。

○福祉保健部長（岡部光瑞君）　今、一番議員さんの言われました福祉の面につきましては、年々自然増、それから新規のメニューということで非常にふえてきます。そうなりますと、予算につきましては交付税も減ってくる、税収も減ってくる。そういう中でどういうふうにしてそのふえたメニューを消化するかということになりますと、現在別府市が行っておる事業で民間ができるものはもう民間にお願いしたいと、そこを私も今考えております。議員さんも先ほど児童のところでは「公立でやれ」という話がありましたが、もう民間でできるところは民間でやって、公立でするところはどこかというところを考えていきたい、今はそこを考えておりますので、議員さんもそのところを協力お願いします。

○一番（猿渡久子君）　民間でできるところは民間でお願いしているけれども、定員をふやすというふうなことは、民間ではなかなか難しい状況があるから、公立でやるのが本来ではないでしょうかということを申し上げているわけです。

○二十六番（内田有彦君）　実は私は、議第八十二号の給水条例改正並びに簡水の給水条例一部改正というのが、今回水道局から出されているので、これについてお聞きをしたいと思います。

この中身をちょっと見ますと特別に、これは専門家では古い言葉であるけれども、「貯水槽水道」というなじみのないものが、市の給水条例の中に義務的にという改正

案が実はなっているわけでありますけれども、これについての提案理由の説明を見ますと、平成十三年に法の改正があって、この別府市に水道企業管理者と貯水槽設置者との責任事項を明確にし、貯水槽の適正な管理を行うというのがこの趣旨というふうに、これを書いておるわけですが、これは降ってわいたようなことではなくして、当然貯水槽というのは、これはホテル・旅館、それからちょっとしたところは皆、今までずっとついてあって、その辺の管理は県が今までしていたと思うのですけれども、その点がどうしてこのようになったのか。

それから、これを条例に出す以上、当然水道事業管理者として、また水道局としてその辺の貯水槽設置者に対する義務づけ等々もここに書いてありますけれども、現在これは幾らぐらいあって、それをどうしようとするのか。その辺の水道局の考え方も含めて、まずお聞きをしたいと思います。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

今回の法改正でございますが、現在まで、十トンを超す部分については、水道法上でそれぞれ水質検査及び清掃を行いなさいという義務づけがされております。しかし、十トン以下につきましては、そういうふうな水道法上はございませんでした。それと、水道事業としての関与ができなかったという形で、今回はそれぞれ全国的にも十トン以下等の関係で水質上のいろんな問題が起こることから、そういう法の改正がございました。そして、水道局としましての関与といたしましては、それぞれの設置者に対しましての助言、それから指導・勧告という形での関与をしていきなさいということになっております。そして、規制上の問題につきましては、大分県の今あります、別府でいいますと中央保健所という形になりますので、規制問題につきましては、そちらの方で行うということでありまして、それで、今後は保健所等の関連で水道局とタイアップをしながら、そういう設置者に対しての指導と、それから水質関係につきましの助言等を行っていくというふうな関係になっております。

それから、現在の設置数でございますが、概略千四百七十二件ぐらいあるということとを把握をしております。

○二十六番（内田有彦君） なかなかわかりにくい説明です。これは私の認識と、今の営業課長の考え方が、ちょっと違うと思うのですけれども、これは間違いなくあれですか、十トン未満については何もそれは、管理義務とかそういうものはない、十トン以上についてはあった、そういうことなのですか。これは、本来大きな都市ですと今まで問題になっておったのですよ。というのは、トン数によって夏の場合には、使用水量が少ないと滅菌が消えて、そしてそのままに放置しておると悪臭が出たとかいろんな問題があったのですけれども、別府の場合は、幸いそういう問題は全然なく、安全な水道という格好で保ったのですけれども、非常にこの点に問題があるなということ、これはいろんな専門の立場の人たちから、その辺、県というよりもむしろ市

町村が管理をした方が、より安全、衛生、そういう面でいいのではなからうかというものが、もう十年前ぐらいから国会の中でも、あるいは地方の部会の中でも論議があったということは、私も承知をしておるのです。

今回は、そのことが具体的に県から市におりてきたのだらうなという、そういう理解をしておるのですけれども、そこで、さっき、あなたの答弁ではその辺、県の保健所と別府市のすることとは、その辺の責任、責任といいますか、どういうふうにするのかということがはっきりよくわからんと。ここに書いてあるのは、あなたがさっき言ったような防火貯水槽の十トン未満については今まで野放しであったと。ところが、今回は十トン未満については努力事項ということ、これは努力事項ということになっていますね、努力事項と。十トン以上については、これは義務事項、きちっとしたしかるべき機関で検査を受けなさいという、これはもう前から県の条例でもそのとおりになっておるわけです。ただ、それをそのまま市の方が仕事を、県の仕事を市が私はそのまま受け継いできたのではないかなという気がするわけなので、これは県との関係で共同的な責任の分担、では共同的かというと、どこまで県が、例えば何かあったときになるのか、市がどこまでなるのか。その辺は、どういうふうな考え方を持ちながら給水条例として提案をしてきたのか。これははっきりしておかないと、万が一のときには責任の所在というのがはっきり問われるわけです。現状では水道事業の給水区域というのは、その末端までということになっておりますから、つまり受水槽それから高架水槽、その点については一応設置者の責任ということで、これはきちっとしておる。その設置者の責任について、これは県が管理をするのだということに法的になっておりますけれども、今回このようなことになると、今度は市の責任を当然問われるわけですから、そうなれば、今の局の対応の中でどういう行政指導をしながらどういう強化をする。あるいは抽象的ですが、助言・指導とか、それから情報提供とか、今この言葉はここに入っておるけれども、具体的には、では一体どういうことをしながら、安全かつ衛生的な、例えばホテル・旅館についてはお客さんが来るわけだから、お客さんが来たら、必ず直圧ではなくてそういう、一たんためた水をみんな飲んだりしておるわけですから、それで過去、全然事故もなく、「別府の水はおいしい」という、そういう風評があるのですから、それはそれでいいわけですが、その辺の明確化というものをあなた方がどこまで自覚をされてこれを出しておるのか。それについて、ではどういうことも考えておるのだということやろうとしているのか、その辺がちょっと不明確なので、再度その辺も聞いておきたいと思います。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

今言われました件でございますが、十トン以下につきましては、大分県の小規模簡易専用水道の維持管理指導要綱という形の中でそういう指導を保健所の方でやっていくという形になっております。それで先ほど言いましたように、水道局といたしまし

ては、その指導・助言・勧告までの方法で今から知らせていくと。ですから、設置者そのものですが、それをお飲みになっている皆様方に対しての情報提供をちゃんと、こういう形に指導して設置者に対して掃除をしているとか水質検査を行っているとかというようなことも不審に思われないように話をしなさいというような広報もしていくという形になっていると思います。

○二十六番（内田有彦君） 課長の答弁は、よくわからんな。局長あたりは、あなたとか次長もそこにおるのだけれども、あなたたちの意見はどういう考えをもっておるわけ。私が心配をしておるのは、こういうことは今ちゃんと県条例の中で、さっき営業課長が言ったような細則も含めてあるのですよ。それをあえて市の方に、いわば市も責任を持ちなさいと、これはそういうことと私はとるのですよ。それが、もう県は関係ない、市に移ったのだというような水道法の改正があれば、これはもう市の方で全面的に今まで県がしていたようなことを市がせねばできんわけですけども、今回の場合、さっきの営業課長の話を聞いておると、県も実はあるのだと、市もまたあるのだ。そうすると、どこが一体では責任の所在、あるいはそういう情報の提供とか、あるいは指導とか助言とか、今まで県がやっていたのでしょうか。では、市が身がわりをするという、だからこういうことを出したのでしょうか。だから、その辺がどうもはっきりしない。何でこれが出たのか。出る以上、実はこうなって、こうしますということがあって、初めてこんなものが生きるのも、今のあなたたちの話を聞いておったら、別にないのだと。市もこれをつくっておった方がよりいいのだろうというような程度なら、むしろ水道事業としてきちっとした責任を問われたときには、あなた方は困るのではないですか。そこら辺を明確にした上で提案をせんと。だって、管理者の責任なんて、ここにちゃんと書いてあるではないですか、管理者の責務と。相手側の貯水槽の専用水道の人の責務、それから貯水槽水道、つまり十トン未満の人の努力事項、そういうことを書いてあるわけですけども、これに対して助言をしなさいとか、あるいは適切な指導をしなさいとか、そういう抽象的なことを書いておるのだけれども、例えば千三百。千三百というのは、これは総体的な千三百なのか、十トン以上、恐らく十トン以上の数が千三百あると、私はそういうふうに解釈しているのですけれども、千三百個のそういう貯水槽、つまり高架水槽ですね、高架水槽。これは貯水水道というのは、一体どこまでを指しておるのですか。受水槽と高架も両方合わせて貯水槽と言っておるのか、つまりタンクだけを言っておるのですか。ちょっとそこだけ。どっちなのか。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） 貯水槽の、受水槽に対します有効容量でございます。それが十トン超すものと、十トン以下というような形のものです。

○二十六番（内田有彦君） 受水槽ですね、要するに。ポンプアップをするまでの、その下にたまった水の容量によって専用と貯水槽水道とに分けている、そういうこと

ですね。ああ、それはわかった。そうすると、さっき言ったような県との関係。県条例も、これはあるのでしょうか。県条例を、これを廃して全部市の方にこういうことをしなさいというようなことなのですか。どっちなのですか。さっきの答弁では、県の方もいるから、県とタイアップをしながら、指導は県がし、市は助言とかいろんなことをするとか、余りわからんようなことを言っておるのだけれども、そこら辺をはっきりした方が、非常にこれはわかりやすいと思うのですけれども、どうなのですか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

この担当行政機関ということになりますと、都道府県所管ということでございますので、貯水槽水道の設置届け出など各種の届け出については、別府市につきましては大分県中央保健所と、このようになっております。例えば設置者が検査等を怠ったときには、こういうときはどうするかと申しますと、今回の条例改正というのは、設置者に対しまして水道局が指導・助言・勧告等を行うということになりますが、その処分等につきましては、県の指導要綱により大分県中央保健所が行うということになっておりまして、私どもといたしましても、今回この条例改正を行うことにつきましてお願いをいたしておりますのは、水道法が改正をされておりました、十四年四月一日施行されております。この改正法の中で地方公共団体の供給規定というもののの中に、貯水槽水道に関するものを平成十五年三月三十一日までに盛り込んで厚生労働大臣に届け出る必要があるということから、今回、条例の一部改正を提案していることでございます。

○二十六番（内田有彦君） そうすると、これはすべての届け出義務とか、あるいは処分の対象、処分をする権限とかいうのは、すべて県にあるのだと。そうすると市は、県が今やっていることをさらに市の方も加勢をしながらえんきよく的に設置者に対する水の安全衛生かね、そういうことを市の方も県を助けるという意味でのこの条例ということになるのですか。そういうことなのですか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。別府市におきましては、指導・助言・勧告を行うことができるということで、これまでは指導・助言・勧告等というのは、法におきましては規定をされておりましたので、例えばその設置者が、私ども水道局が立ち入り検査をするということにつきましても、同意が得られない場合が多いということもあったように伺っております。しかしながら今回は一応、設置者の同意を得てこの調査をすることができるということで法に規定されているところでございます。

○二十六番（内田有彦君） これは問題は、県の中央保健所ではなかなか実態としては管理が難しいという現状があるのですよ。それで市の方に協力を求めるというのが、この法の骨子だと思いますから、その辺は、この法律をつくる以上、あなた方も十トン

未満あるいは十トン以上にかかわらず、やっぱり定期的な検査とか、あるいはマニュアルがあるわ。このマニュアルは県にあるからね、そんなものを徹底してやっていくということでしょうから、その点条例をつくった以上、きちっとやっぱりその辺の体制は強化をしてほしい。

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分については、お手元に議案付託表を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日七日及び八日の二日間は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は九日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時三十二分 散会